

# 令和3年度第1回宮崎県周産期医療協議会協議概要

日時：令和3年7月1日（水）  
午後7時から午後8時30分まで  
場所：県防災庁舎4階防42号室

出席者：（委員）出席者名簿のとおり  
（事務局）健康増進課

- 1 開会
- 2 健康増進課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 議題「医療計画（周産期医療）の中間見直しについて」

（1）個別施策に関する取組・進捗状況について（資料1、参考資料1）

委員：助産師数が増えた背景とは。

事務局：県立看護大学にて、助産師育成に加え、学生に対する県内就職への動機付けを行っている。

事務局：目標として掲げている助産師の県内就職率80%を例年超えている事も、県内助産師数が増加した要因である。

委員：産婦人科医が減っている背景について。産婦人科専攻医サポート制度が四年前から開始され、初年度は貸与希望者がいたが、返還免除基準が当初より厳しくなっており貸与希望者が減っている。以前、県に対し、貸与基準の緩和をお願いしたところだが、その後の進捗状況を知りたい。

事務局：今年度、事業の終期を迎えるため、来年度新たに改善し事業構築予定。今回いただいた意見も踏まえ、事業内容を検討する。

委員：小児科医としては、産科医が少ない現状から、県全体的に「安心して育てる」前の「安心して産む」ことが危うくなっているような印象。大きな病院に分娩を集約するのか、新たな開業を促すのか、将来的な構想は決まっているのか？

委員：構想は決まっていないが、集約化・個人施設各々に利点はあるため、働き方改革や労働環境基準も踏まえながら病院数を整えていかなければいけないと感じている。

事務局：県全体としては周産期医療体制を維持しているが、地元が一番近いところで通常の分娩を扱う施設が少なくなっている点を懸念している声も聞いている。中間見直しでは扱いきれない部分もあるかもしれないが、その後の第8次医療計画策定作業の中で、医師確保、勤務条件の改善、初期投資支援等を含め検討していくべき課題だと認識している。

委員：以前からの方針とされているが、地域で長く従事されていた先生方がより長く活躍できるよう、妊婦健診施設と分娩施設等、役割分担・体制作りが出来たら良い。

(2) 医療計画の中間見直しに関する国の指針等について（資料2、参考資料2～4）

①産婦人科と産婦人科以外の他科との連携における本県の現状について

委員：妊婦への処方等について、産婦人科医に相談をされる先生もいるが、されない先生もいるため、産婦人科医から他科の医師に対して講習を行う場合、何をターゲットにすれば良いのか分からない。

委員：大学病院に来るのは、合併症があり「大学で見てください」と言われるケースが主であるため、地域の実情はよくわからない。合併症を持つ妊婦は高次施設に紹介してもらおう事がスムーズかと思うため、その事を他科の先生方に知っていただくという意味では講習会はあって良いかと思う。

委員：合併症を持っているケースへの対応に係る講習会は意味があると思うが、「便秘薬はうちでは妊婦に出しません」といった対応等が問題視されているのではと思う。

事務局：地域保健の現場では、妊産婦から「処方を出してもらえなかった」等の相談が増えている現状は無く、かかりつけ産科医と地域の先生方の連携は取れているのではと感じている。

委員：例えば風邪を引いた時に、かかりつけの産婦人科に連絡した際、「風邪でしたら近くの内科へ」と言われて内科を受診するも断られることが都会では多く、そのような現状を踏まえ、妊産婦加算を国が示したが、妊産婦加算には問題点が2つある。1つは、本来は産科的な問題があった症状を内科の医師が処方したまま産科を経由しない可能性があること、もう1つは妊産婦加算によって、妊婦は内科を受診してもお金を高く徴収される問題が生じ、妊産婦加算が取りやめになった。ただし、当県では妊産婦がたらい回しされる事もなく、産婦人科に聞いてもらえれば対応できる体制ができており、連携についてそこまで問題ではないのかなと感じている。

事務局：本県の実状が掴みづらい状況であったため、協議事項とさせていただいた。いただいた意見を参考にさせていただく。

②精神疾患を有する妊産婦への対応について（参考資料1）

事務局：現在、医療計画における施策の方向性では、総合・地域周産期母子医療センターのうち精神科を有する施設が精神疾患を有する妊産婦を診る事となっているが、国の指針を踏まえ、今後ハイリスク妊産婦連携指導料届出医療機関数を評価指標とした場合、全ての周産期母子医療センターが届出医療機関ではないため、現在の計画における方向性と整合性がとりにくい現状がある。

委員：当初、加算を取る上で必要なカンファレンスの基準が厳しかったが、昨年頃からかなり緩和されたように思う。

③BCPに関することについて

事務局：国の指針の中で、BCP策定が地域周産期母子医療センターの認定要件とすることが示されている。

委員：委員からの意見を踏まえ、事務局にて中間計画見直しの素案作成をお願いしたい。

(3) 今後のスケジュールについて（資料3）

- 県健康増進課：県医療計画の中間見直しについては、翌年2月の県議会への議案提出に向け、11月までには医療計画の素案完成が目標であるため、周産期に係る部分については10月中に素案を固めたいと考えている。

6 閉会